

## 鷹栖町水道事業 用語集

	用語	読み方	解説	町の状況
い	一時借入金	いちじかりいれきん	年度途中における収支時期にくい違いにより、一時的に資金不足となった場合に、地方公営企業法第29条に基づき短期で借入するもの。 一時借入金による収入は、収入予算に計上されず、また原則その事業年度に償還しなければならない。 地方公営企業法施行令第18条第4項に基づき、借入れの限度額を予算で定める必要がある。	①一借入実績：なし ②限度額：水道事業 1億円
	維持管理費	いじかんりひ	【3条予算・収益的支出】 事業の管理運営に必要な経費。職員の給与費や電気料金、修繕費などをいう。	
	一日最大給水量	いちにちさいだいきゅうすいりょう	浄水場から送水された水を配水池に貯めて、そこから配水するもののうち、一日当たりの年間最大水量。(m <sup>3</sup> /日)	
	一日最大取水量	いちにちさいだいしゅすいりょう	河川等から取水するもののうち、一日当たりの年間最大水量。(m <sup>3</sup> /日)	
	一日平均給水量 (一日平均配水量)	いちにちへいきんきゅうすいりょう	浄水場から送水された水を配水池に貯めて、そこから配水するもののうち、一日当たりの年間平均水量。(m <sup>3</sup> /日)	
	一日平均有収水量	いちにちへいきんゆしゅすいりょう	漏水及び不明水、無収水量の使用量を除いた蛇口から出る一日当たりの年間平均水量。(m <sup>3</sup> /日)	
	一般会計繰入金	いっばんかいけいくりいれきん	一般会計から水道事業や公共下水道事業会計に繰り入れる資金(税金)で、地方公営企業法第17条の2(経営負担の原則)に基づき、企業会計に充てることが適当でない経費について、一般会計から各事業会計に繰り入れることができる。 総務省から毎年示される繰出基準による繰入金(基準内繰出)とそれ以外の繰入金(基準外繰出)がある。	①水道事業 ・収益的収入の営業外収益の他会計補助金(消火栓の修繕など) ・資本的収入の負担金・工事負担金(児童手当、消火栓更新工事など)
え	営業外収益	えいぎょうがいしゅうえき	【3条予算・収益的収入】 預貯金などから生じる受取利息など金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益。 他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益が計上される。	
	営業外費用	えいぎょうがいひょう	【3条予算・収益的収入】 企業債の支払利息など金融財務活動に要する費用及び事業の経営活動以外の活動によって生じる費用。 支払利息、繰延資産減価償却費、雑支出などが計上される。	
	営業収益	えいぎょうしゅうえき	【3条予算・収益的収入】 給水サービスの提供や下水道施設の使用料など水道事業や下水道事業の本来的な営業活動の結果生じた利益。 給水収益、受託工事収益、その他営業収益が計上される。	
	営業費用	えいぎょうひょう	【3条予算・収益的支出】 水道事業や下水道事業の本来的な営業活動のために生じる費用。原水費、給水費、管渠費、ポンプ場費、処理場費、総係費、減価償却費などが計上される。	
	営業未収金	えいぎょうみしゅうきん	【3条予算・収益的収入】 営業に係る営業収益の未収金。	
	営業外未収金	えいぎょうがいみしゅうきん	【3条予算・収益的収入】 本来の事業の経営活動によらない営業外収益に係る未収金。	
お	応急給水	おうきゅうきゅうすい	計画的な断水や事故、災害による突発的な断水、仕切弁操作に伴う濁水発生時など、緊急の水需要に対応するために臨時に給水すること。	
か	家庭用水有収水量	かていようすいゆうしゅうすいりょう	家庭で使用する水の量	
	過年度損益修正益	かねんどそんえきしゅうせいえき	過去の年度の損益を修正し、利益を計上する必要があるが生じた場合、過年度の損益計算に帰属し、決算書を修正することは出来ないため、特別利益として処理する。少額の場合は雑収益に含めることができる。	
	借入金	かりいれきん	【4条予算・資本的支出】 地方公営企業法第18条の2に基づき、一般会計または他の特別会計から借入れたお金のこと。返済期日が一年以内に到来するもの(短期借入金)と一年以上のもの(長期借入金)があり、短期借入金は流動負債、長期借入金は固定負債として計上する。	①借入実績：なし
	管路	かんろ	水源から取水し、浄水場で浄水処理した水を配水し、各家庭に引き込むまでの地中に埋設している専用の施設・設備(配水本管や水道管路など)	

## 鷹栖町水道事業 用語集

	用語	読み方	解説	町の状況
	管路更新率	かんろこうしんりつ	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標。管路の更新ペースや状況を把握できる。明確な数値基準はないと考えられるが、数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。	
	管路経年化率	かんろけいねんかりつ	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標。管路の老朽化度合を示している。明確な数値基準がないと考えられるため、経年比較や類似団体と比較し、状況の把握・分析を行う必要がある。	
き	企業会計	きぎょうかいけい	企業会計原則に基づき、複式簿記により発生主義を採用した経理方式を行う。	①水道事業会計 ②公共下水道事業会計 の2つの会計があります。
	企業債	きぎょうさい	【4条予算・資本的支出】 主に、地方公営企業の資産取得など、建設改良費の財源に充てるために起こした地方債（長期借入金）。	企業債の借り入れ（予定含む）があります。
	企業債支払利息	きぎょうさいしはらいそく	【3条予算・収益的支出】 企業債の返済利息のこと。 利息の支払額は企業債支払利息として、収益的支出に計上する。	
	企業債償還金	きぎょうさいしょうかんきん	【4条予算・資本的支出】 企業債に対する返済金のこと。 元金（実際に借り入れた額）の支払額は企業債償還元金として、資本的支出に計上する。	
	企業債残高対給水収益比率	きぎょうさいざんだかたいきゅうすいしゅうえきひりつ	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 明確な数値基準がないと考えられるため、経年比較や類似団体と比較し、状況の把握・分析を行う必要がある。	
	企業債残高対事業規模比率	きぎょうさいざんだかたいじぎょうきぼひりつ	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 明確な数値基準がないと考えられるため、経年比較や類似団体と比較し、状況の把握・分析を行う必要がある。	
	基本水量	きほんすいりょう	基本料金に付与される一定水量のこと。この水量の範囲内では実際の使用水量に関係なく、料金や使用料は定額となる。	
	基本料金	きほんりょうきん	実際の使用水量に関係なく、定額でかかる料金。	家事用 ①水道料金 8㎡まで1,760円（税抜）
	キャッシュ・フロー計算書	きゃっしゅ・ふろーけいさんしょ	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における現金の流れを活動区別に表示した報告書のこと。官庁会計が現金主義であるのに対し、企業会計は債権・債務の発生をもって収益や費用を認識する「発生主義」を採用しているため、現金の動きに関する情報を把握する目的で作成する。キャッシュ・フロー計算書を作成することで、現金の収入・支出に関する情報を得ることが可能となる。	
	給水	きゅうすい	対象者に対し、水道事業者が給水装置を通じて必要とする水を供給すること。	
	給水管	きゅうすいかん	配水管から分岐して各家庭につながる管のこと。	
	給水区域	きゅうすいくいき	水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、給水を行う区域。水道事業者は、この区域内において給水義務を負う。	
	給水原価	きゅうすいげんか	水道水1㎡当たりの製造原価。 有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。 (経常的費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価)) ÷ 年間有収水量で求められる。 この値が低いほど生産性が高いことを示している。	
	給水収益	きゅうすいしゅうえき	水道事業会計における営業収益の一つ。 水道施設の使用について徴収する使用料（地方自治法 225条）をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益であり、水道使用者から使用水量に応じて支払われる水道料金収入。	

## 鷹栖町水道事業 用語集

	用語	読み方	解説	町の状況
	給水人口	きゅうすいじんこう	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。	
	給水量	きゅうすいりょう	給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水量のこと。統計などにおいては、給水区域に対して給水をした実績水量をいう。	
	供給単価	きょうきゅうたんか	水道水1m <sup>3</sup> 当たりの販売単価。 給水収益÷年間有収水量で求められる。 この値が低いほど、水道利用者へのサービスが良好であることを示している。	
け	経営指標	けいえいしひょう	経営分析を行うにあたって、具体的に事業の実態がどのようになっているのか把握し経営改善につなげるため、財務諸表等の数値から適切な経営判断をする項目。	
	経営戦略	けいえいせんりやく	将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な投資・財政計画。	①水道事業 R7年度改定予定。 (計画期間R8～36年度) 3～5年ごとに見直しを行います。
	経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	給水収益(水道)や料金収入(下水道)、一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。 100%以上だと黒字、100%未満だと単年度の収支が赤字であることを示している。	
	減価償却費	げんかしょうきゃくひ	【3条予算・収益的支出】 固定資産(有形固定資産・無形固定資産)の取得に要した経費を、耐用年数に応じて各年度に配分し計上する。 現金の支払いを伴わない費用(固定資産取得時に資本的支出にて現金支払済のため)。	
	検針	けんしん	料金を賦課するために、各戸の水道メーターで使用水量を確認すること。	奇数月の16から20日に検針を行い、前2か月分の使用水量を確認し、2か月で案分しています。 例 5月に検針し水量が10m <sup>3</sup> だった場合、4・5月の2か月で案分するとひと月5m <sup>3</sup> となります。 4月の水道料金は1,936円(税込)、下水道使用料は1,372円(税込)となります。(5月も同様)
	建設改良費	けんせつかいりょうひ	【4条予算・資本的支出】 主に水道・下水道の施設整備や改築、更新に使用される経費。	
こ	工事負担金	こうじふたんきん	【4条予算・資本的収入】 地方公営企業が開発行為者や他企業事業の施設工事を行う場合に、その工事に係わる負担として依頼者に納付してもらう金銭的給付。 公共工事に伴う配水管等の支障移転など。	
	固定資産売却益・固定資産売却損	こていしさんばいきゃくえき・こていしさんばいきゃくそん	【3条予算・収益的収入支出】 公営企業が固定資産を売却するときは、その売却代金(差益を含まない額)を資本的収入(4条)として計上し、その差益・差損は収益的収入・支出(3条)の特別利益・特別損失として計上する。	
さ	財務諸表	ざいむしょひょう	事業の財政状況を示す資料で、「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」がある。 当該事業年度の収益(料金収入等)や費用、その結果に基づく利益あるいは損失などの当該事業の経営成績(フロー)のほか、年度末時点で当該事業が保有している資産や負債がどの程度かといった当該事業の財政状態(ストック)などが把握できるようになる。	
し	資金不足比率	しきんふそくひりつ	公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第4条では、資金不足比率が20%を超える公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられている。	
	資産	しさん	固定資産、流動資産、繰延資産(※)に分類される。 ※繰延資産は、鉄道事業のみ	

## 鷹栖町水道事業 用語集

用語	読み方	解説	町の状況
施設利用率	しせつりようりつ	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体と比較し、状況の把握・分析を行う必要がある。	
資本的収入・支出	しほんてきしゅうにゅう・ししゅつ	【4条予算】 効果が次年度以降にわたり、将来の収益に対応する支出とその財源になる収入。収入には、建設改良に必要な資金（企業債収入）や一般会計からの補助金・受益者負担金などを計上する。支出は、施設整備に係る建設改良費、企業債の元金償還などを計上する。	
収益的収入・支出	しゅうえきてきしゅうにゅう・ししゅつ	【3条予算】 その年度の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算は収益的収入・支出を基に計算する。収入には、サービス提供の対価としての水道料金や下水道使用料を主体とする収益を計上し、支出には、サービス提供に関する職員関係費、物件費、支払い利息等の諸経費のほか、現金支出を伴わない減価償却費も計上する。	
修繕・修繕費	しゅうぜん・しゅうぜんひ	【3条予算・収益的支出】 固定資産（建物・構築物・設備など）の能力や耐用年数を維持するために、部分的に補強や取り替えること及びその費用。	
従量制	じゅうりょうせい	使用水量に応じて単位水量あたりの価格を設定し、算定すること。	
従量料金（超過料金）	じゅうりょうりょうきん	使用水量に応じて必要となる経費に対する水道料金。水量区分を設け、1㎡あたりの料金を決めている。	家事用 ①水道料金 1㎡あたり220円（税抜）
出資金	しゅつしきん	【4条予算・資本的収入】 地方公営企業法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計または、他の特別会計から公営企業会計に出資されたもの。公営企業の資本金となる。	
純利益（純損失）	じゅんりえき(じゅんそんしゅつ)	【3条予算】 当該年度の総合的な収支状況を表す。総収益から総費用を差し引いた数値で、その数値がプラスであれば純利益（黒字）であり、マイナスであれば純損失（赤字）である。 純損益 = 総収益 - 総費用 の計算式で求められる。	
水道事業	すいどうじぎょう	水道法に基づき、一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、原則市町村経営。計画給水人口が101人～5,000人の場合は「簡易水道事業」。5,001人以上の場合は、「上水道事業」と呼ばれる。	
水道普及率	すいどうふきゅうりつ	行政区域内人口に対する給水人口の割合。	
その他未収金	そのたみしゅうきん	営業収益及び営業外収益以外の未収入額。固定資産売却代金など。	
その他の流動資産	そのたのりゅうどうしさん	当座資産、たな卸資産以外の資産。前払費用、前払金、仮払消費税及び地方消費税。	
損益勘定留保資金	そんえきかんじょうりゅうほしきん	現金の支出を必要としない費用（減価償却費、たな卸資産減耗費、固定資産）の合計から、長期前受金戻入額を差し引いたもので、企業内に現金として留まるもの。	
損益計算書 (P/L)	そんえきけいさんしよ (Profit and Loss statement)	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における経営成績を表したもので、その期間中すべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、その結果となる純利益または、純損失を表示した報告書のこと。損益計算書により、当該事業どのような経営活動により、どれだけの経営成績を上げたかを把握することが出来る。また、それに基づいて過去の経営を分析し、将来の方針を立てることが可能となります。	

## 鷹栖町水道事業 用語集

	用語	読み方	解説	町の状況
た	貸借対照表 (B/S)	たいしゃくたいしょうひょう (Balance Sheet)	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一定の時点におけるすべての財産を表したもので、企業の財政状況を把握することができる。 貸借対照表は左右に分かれており、左側(借方)に資産、右側(貸方)に負債と資本を記載する。資産は当該事業の経営の活動手段である資金の運用形態(例:土地、建物、現金等)を示し、負債(企業債など支払義務があるもの)・資本(資本金や事業で得られた利益など返す必要のない資金)においてはその資産がどのようにして得られたかという調達源泉(例:資本金、企業債等)を示す。 原則として、資産=負債+資本が成り立ち、左右の合計額が均等となることからバランスシート(B/S)とも呼ばれる。	
	耐用年数	たいようねんすう	施設が使用に耐える年数。一適切に維持管理が行われている場合、水道の配水管は40年、下水道の管さよは50年、機械・電気設備はおおむね10~30年となる。標準耐用年数は、固定資産が使用できる期間として法的に定められた年数であり、減価償却の計算期間となる。	
	他会計借入金	たかいけいかりいれきん	公営企業の建設改良費などの財源に充てるために、他会計から借入れるものおよび、それ以外の他会計からの長期借入金のうち1年以内に償還期限が到来するもの。	
	たな卸資産	たなおろししん	決算時にたな卸しを行う必要がある資産。容易に現金化され、短期負債の償還に充てることのできる。 貯蔵品。	
ち	地方公営企業法	ちほうこうえいきぎょうほう	「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」ことを基本原則とし、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として、公営企業の組織、財務、職員の身分取扱いなどを定めたもの。	①水道事業会計 ②公共下水道事業会計 の2つの公営企業があります。
	長期前受金戻入	ちようきまえうけきんれいにゆう	【3条予算・収益的収入】 資産取得時の財源(補助金や企業債の繰入金(元金償還金分))を耐用年数の期間で割り振り、毎年度の収益として計上すること(減価償却費や除却費の対極の科目)。帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。	
と	当座資産	とうざしん	販売過程を経ないで容易に現金化され、短期負債の償還に充てることのできるもの。 現金、預金、未収金、有価証券。	
	特別利益・損失	とくべつりえき・そんしつ	【3条予算・収益的収入・支出】 企業の通常の経営活動に伴うものではなく、その期だけ、特別な要因によって発生した利益や損失。 その発生の事実が過去の年度に属すると考えられる収入及び支出や、災害損失等のため臨時かつ巨額の支出が必要とされるものなど、経常的な損益計算に算入されないもの。 特別利益は、主に固定資産売却益や過年度損益修正益があり、特別損失は、主に固定資産売却損や減損損失、災害による損失及び過年度損益の修正損など。	
は	配水	はいすい	浄水場において製造された浄水を給水区域内に配給すること。	鷹栖町は石狩川の表流水を水源としています。 「愛別ダム」に貯まった水を「永山取水施設」で取水し、「石狩川浄水場」に送り、水道水として処理しています。その後、ポンプで「三角台配水場」に送り、各家庭に配水しています。(上記の4つの施設は他事業者と共同で使用しています。)
	配水管	はいすいかん	町内全域に網の目状に張り巡らされ、各家庭の前まで浄水を送り届けるこの管のこと。 配水管から分岐して各家庭につながる管は給水管という。	
	配水量	はいすいりょう	配水ポンプなどから配水管に送り出された水量のことで、給水量とは異なり、漏水などで減少する前の水量。 1年間の配水量を「年間総配水量」(または年間給水量)といい、有効率有収率の計算の基礎に用いられる。	

## 鷹栖町水道事業 用語集

	用語	読み方	解説	町の状況
ふ	負荷率	ふかりつ	水道事業の経営指標として、年間を通じての配水水量の変動を把握する指標として用いる。 一日最大給水量に対する一日平均給水量の比。	
	普及率	ふきゅうりつ	水道：給水区域内人口のうち、実際に給水している人口の割合のこと。 普及率（％）＝給水人口／給水区域内人口×100 下水道：行政区内の総人口に占める下水道を利用できる人口（合併処理浄化槽による処理人口含む）の割合のこと。 普及率（％）＝処理人口（供用開始告示済区域内人口）×100	
	負債	ふさい	他人に払うべき金銭債務。 資産から負債を差し引いた残額が企業の正味財産額となり、元入れの資本額との増減を見て損益の発生を知ることができる。 固定負債、流動負債、繰延収益。	
ほ	補助金	ほじょきん	国庫補助金と一般会計補助金がある。	
	補填財源	ほてんざいげん	資本的収支予算（4条）において、収入が支出より不足する場合に、予算の執行段階で資金不足にならないよう裏付けるための財源。 企業内で留保している資金（現金預金、材料等）でその不足額を補填する。	
ま	前受金	まえうけきん	相手方からすでに役務の対価として受け取っているものうち、公営企業でまだその債務を履行していない役務の対価に相当する額。 営業前受金、営業外前受金、その他前受金。	
み	未収金	みしゅうきん	債権は発生しているが、その収入が終わっていないもの。決算における主な未収金は、3月分の水道料金・下水道使用料の未収納額や過年度の未収納額。 営業未収金、営業外未収金、その他未収金に分類し整理する。	
	未払金	みばらいきん	債務は発生しているが、まだその支払いが終わっていないもの。決算における主な未払金は、年度末に竣工した修繕費や委託料、3月分の動力費など、支払日が4月以降となるものがある。	
む	無効水量	むこうすいりょう	水道事業の運営上無効とみられる水量。	漏水、不明水
	無収水量	むしゅうすいりょう	有効水量のうち、当該水量について収入がないもの。	水質保全のための指示放水、消防演習放水など
ゆ	有形固定資産減価償却率	ゆうけいこていしさんげん かしょうきゃくりつ	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。資産の老朽化度合を示している。 明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体と比較し、状況の把握・分析を行う必要がある。	
	有効水量	ゆうこうすいりょう	運営上有効とみられる水量。	
	有収水量	ゆうしゅうすいりょう	有効水量のうち収入がある水量。	
	有収率	ゆうしゅうりつ	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。 100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている。	
り	流動資産	りゅうどうしさん	通常の営業活動で発生する資産と営業活動以外で発生し、1年以内に換金し得る資産がある。 当座資産、たな卸資産、その他の流動資産に分類される。	
	流動負債	りゅうどうふさい	負債のうち、事業の通常の取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務。 一時借入金、企業債、他会計借入金、未払金、未払費用、前受金、前受収益、引当金、ファイナンス・リース取引におけるリース債務、その他流動負債に分類される。	
	流動比率	りゅうどうひりつ	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。 1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要。 100%を下回っている場合は、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。	

## 鷹栖町水道事業 用語集

	用語	読み方	解説	町の状況
	料金回収率	りょうきんかいしゅうりつ	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標。料金水準等を評価することが可能である。回収率が高いほど料金の収益性が良いとされる。100%を下回っている場合、給水にかかる費用を給水収益以外で賄っていることを意味する。	
	料金算定期間	りょうきんさんていきかん	一定の期間内にかかるであろう原価（費用）を計算し、水道料金で回収を行う期間であり、水道法施行規則第12条第1号では「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つこと」とされ、水道料金算定要領では「おおむね将来の3年から5年を基準とする」とされている。	令和3年度に上下水道事業審議会を開催し、水道料金は据え置きとなりました。次回は令和8年度に審議会を開催し、料金・使用料の改定について検討する予定です。
	料金水量	りょうきんすいりょう	料金徴収の基礎となった水量。 計量栓については各戸メーターによって計量した実使用水量。	
る	類似団体	るいじだんたい	総務省の経営指標により、水道・下水道事業を運営する全国の団体を、規模別、地理的条件別、事業進捗度別に分類した同じグループ団体のこと。	
	累積欠損金	るいせきけつそんきん	各事業年度の営業活動の結果生じた欠損金が、利益剰余金や利益積立金などで補てんできず、複数年度にわたって累積したものの。 累積欠損金が多い場合は、継続的に赤字傾向にあることを示し、将来の投資の財源が内部に留保されていない状態にあることを意味する。	
	累積欠損金比率	るいせきけつそんきんひりつ	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標。 累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。	
れ	連結実質赤字比率	れんけつじっしつあかじひりつ	公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。	
ろ	老朽管	ろうきゅうかん	固定資産の耐用年数は、地方公営企業施行規則で定められている。水道管は40年となっているので、布設から40年を経過した管を老朽管としている。下水道管は50年。	
	漏水	ろうすい	漏水には、地上に漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透して発見が困難な地下漏水がある。	